

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行情）諮問第42号）

答申日：平成28年5月11日（平成28年度（行情）答申第40号）

事件名：特定事件番号の諮問に係る理由説明書に記載の「検討」の経緯を示す文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

『検討』（特定事件番号の諮問に係る理由説明書）の経緯を示す文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年9月11日付け防官文第13977号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

テーマの重要性を鑑みると、本件対象文書が全く存在しないということは首肯しがたいので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、『検討』（特定事件番号の諮問に係る理由説明書）の経緯を示す文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。の開示を求めるものであり、本件対象文書の保有を確認することができなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成27年9月11日付け防官文第13977号により、文書不存在を理由とする原処分を行った。

#### 2 本件開示請求の背景について

本件開示請求は、特定異議申立人から異議申立書とともに提出された書類については、異議申立書の添付書類として一体を成すものであり、行政不服審査法26条に基づき提出された証拠書類には当たらないと考える根拠となる文書の全てを求める別件開示請求について行った、文書不存在を理由とした不開示決定に対する異議申立てに係る貴審査会への諮問（特定事件番号）において、防衛省が、何をもって同条の証拠書類というのかについて異議申立書との関連性や提出の状況を踏まえて「検討」した結果で

あるとの説明を行ったことを受け、なされたものである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「テーマの重要性を鑑みると、本件対象文書が全く存在しないということは首肯しがたいので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、当該「検討」は規則類、解説、異議申立書の提出状況等を踏まえて検討したものであり、特段経緯を示す文書は作成していないことから原処分を行ったものであり、よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月15日    | 審議            |
| ④ 同年5月9日     | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、『「検討」(特定事件番号の諮問に係る理由説明書)の経緯を示す文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、別件開示決定に対する異議申立ての諮問に係る理由説明書において、処分庁が異議申立書とともに提出された書類について行政不服審査法26条に基づき提出された証拠書類には当たらないと判断した検討の経緯を示す文書を求めるものである。

イ 上記アの判断は防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室(以下「情報公開室」という。)において行ったが、何が行政不服審査法26条の証拠書類に該当するののかについて、規則類や解説などには特段明文化したものは見当たらなかったことや、異議申立書の提出状況等を踏まえて当該判断を行ったものであり、経緯を示す文書は作成も取得もしておらず保有していない。

ウ 本件開示請求を受け、情報公開室において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかったため、不存在につき不開示とした。

エ 本件異議申立てを受け、確実を期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 特定事件番号の諮問に係る理由説明書を確認したところ、諮問庁の上記(1)アの説明に沿う内容であり、本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久